

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県砂防法施行条例第 14 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	秋田県砂防法施行条例第 14 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県砂防法施行条例 (監督処分)</p> <p>第 14 条 知事は、次のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止を命じ、若しくは相当の猶予期限を付けて、砂防指定地に存する工作物その他の物件の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損害を防止するため必要な施設をすること若しくは砂防設備若しくは砂防指定地を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) 第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第 3 条第 2 項(第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)の許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 知事は、次のいずれかに該当する場合は、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は相当の猶予期限を付けて同項に規定する措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 砂防工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 砂防設備又は砂防指定地の管理に著しい支障が生じたとき。</p> <p>(3) 前二号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 84 第 11 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原状回復等命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県砂防法施行条例第 14 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	秋田県砂防法施行条例第 14 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県砂防法施行条例 (監督処分)</p> <p>第 14 条 知事は、次のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止を命じ、若しくは相当の猶予期限を付けて、砂防指定地に存する工作物その他の物件の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損害を防止するため必要な施設をすること若しくは砂防設備若しくは砂防指定地を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) 第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第 3 条第 2 項(第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)の許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 知事は、次のいずれかに該当する場合は、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は相当の猶予期限を付けて同項に規定する措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 砂防工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 砂防設備又は砂防指定地の管理に著しい支障が生じたとき。</p> <p>(3) 前二号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 84 第 11 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日